

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和元年10月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当社におきましても加算算定を行っております。加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。

という3つの要件を満たしている必要があります。ホームページを活用して新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

介護職員等特定処遇改善加算

	職場環境要件項目	当社としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、サービス責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援制度を導入し、講習等に係る費用を全額会社負担、勤務シフトの考慮等を行うことにより講習等受けやすい環境を整備している。 各種研修受講は、計画的に各個人のスキルに応じて計画的に育成を行っている。
労働環境・処遇改善	ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事務所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）により介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	サービス提供責任者、介護員にタブレット端末を導入し、事務負担軽減を行っている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	安定的な雇用維持のため積極的に非正規職員から正規職員への転換を行っている。